

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立宇佐美学園大規模改修工事（電気・追加工事その2）
2 施 行 場 所	静岡県伊東市宇佐美545
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	・アスベスト撤去工事 1式 ・照明設備工事 1式 ・自動火災報知設備工事 1式
5 工 期	令和5年1月13日まで
6 契 約 金 額	2,654,300円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和4年12月13日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区日本橋本町一丁目4番12号 浅海・弘電工事建設共同企業体 浅海電気株式会社 東京本店 専務取締役本店長 高瀬 隆志
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央区立宇佐美学園大規模改修工事は、浅海・弘電工事建設共同企業体にて施工中である。</p> <p>本工事施工に際して、設計時に想定できなかった箇所において、次の追加工事が必要となった。</p> <p>(1) アスベスト含有の可能性がある発電機を取替に際し、壊して検体を専門機関で検査しなければ、その有無と規模が分からなかった。</p> <p>検査の結果、実際に含有していることが分かり、適正に処理を行うため。</p> <p>(2) 消防署との再協議において、感知器を新設する箇所があるため。</p> <p>(3) 照明照度が足りない箇所があるため。</p> <p>このため、施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であり、共通仮設の養生など本工事にて設置したものをそのまま利用することが出来る。</p> <p>さらに、経費についても概ね36%の削減を図ることができる。</p> <p>以上の理由から、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号